

目指して

女性、こころの悩み 電話相談 485-7333



専門の女性相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みについて電話で相談に応じ、精神的な支援を行っています。市内在住または在勤の女性対象。毎週火曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時（祝日と年末年始は休み）。相談は匿名で、秘密は必ず守ります。人生や家族、夫婦、仕事のことなど、一人で悩まず、まずはご相談ください。

多文化理解セミナー「文化を知って違いを見つけよう」、女性のための再就職応援ナビ、女性の起業応援セミナー、女性学講座、男性の介護講座「ケアメンになろう」を予定しています。主催講座の参加者は広報やちよ、市ホームページなどで随時募集します。

◆男女共同参画週間事業「お父さんの教育デカラをパワーアップ」 社会における女性の活躍を推進するためにも、教育の原点である家庭教育に父親が積極的に参加できるよう、子どもや地域との関わりについて学びます。市内在住または在勤の人対象。先着100人。

▶日時 6月27日(土)午前10時～正午 ▶場所 八千代台東南公共センター5階ホール ▶申し込み 電話か直接男女共同参画センター ☎485-6505へ

◆文化を知って違いを見つけよう ^{ちやれい}茶礼・チマチョゴリ着付け・折り紙を通して、韓国伝統文化に触れながら日韓の男女共同参画の違いを学びます。市内在住または在勤の人対象。先着15人。

▶日時 7月11日(土)午後1時30分～3時30分 ▶場所 八千代台東南公共センター内4階講習室 ▶費用 100円（保険代など） ▶申し込み 電話か直接男女共同参画センター ☎485-6505へ

男女共同参画推進のための 学習などに利用できます

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進を目的とした団体の学習などに利用できます。開所日は、第3日曜日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時。講習室や調理室、談話コーナーや保育室があります。利用方法など詳しくは、同センター ☎485-6505へ。

夏の効果的な節電のポイント

次のことを参考に、熱中症に注意して、無理なくできることから取り組みましょう。

1. グリーンカーテンをつくる

部屋を涼しくし、エアコンの電気使用量の削減もできるグリーンカーテンは、家計にやさしく、手軽にできる省エネルギー行動です。また、ゴーヤなどは、果実も収穫できるので、夏を楽しく、涼しく過ごす工夫のひとつです。※10月中旬、グリーンカーテン写真展を実施する予定です。グリーンカーテンを作り、力作を写真展に応募してみませんか。

▶市庁舎前のグリーンカーテン



2. 電気製品の使い方を工夫する

電気製品は、省エネモードに設定し、長時間使わない場合は、コンセントからプラグを抜きましょう。次のような工夫で、節電型の生活を目指しましょう。



【エアコン】▶温度設定は28度が目安 ▶フィルターは月に1・2回清掃



【冷蔵庫】▶温度設定を弱める ▶扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないように



【テレビ】▶画面設定は明るすぎないように ▶電源はリモコンではなく、本体の主電源を切る



【パソコン】▶長時間(90分程度)使わないときはシャットダウンまたは省電力設定に

【その他】平日の午後1時～4時は消費電力が多くなります。アイロンや食器洗い機、洗濯乾燥機、掃除機など消費電力の大きい電気製品はなるべくこの時間帯を避けて使いましょう。

児童手当・特例給付の現況届は6月30日(火)まで

児童手当・特例給付を受けている人は、6月1日現在での現況届を提出する必要があります。郵送された現況届を27年6月30日(火)までに元気子ども課または支所・連絡所に提出してください。提出がないと、受給資格の有無に関わらず6月分以降の手当が受けられなくなる場合があります。※郵送の場合は、6月30日(火)必着。

▶必要書類 ①「平成27年度市(区町村)民税所得課税証明書」…27年1月1日現在、本市に住民登録がない場合に必要 ②「健康保険被保険者証の写し」…受給者が国民年金以外に加入している場合に必要 ③その他、提出書類は現況届の備考欄をご覧ください ※27年度児童手当・特例給付現況届は子育て世帯臨時特例給付金の申請書を兼ねたものとなります。詳しくは以下を参照してください。

◆子育て世帯臨時特例給付金を27年度も支給します

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

▶対象者 27年6月分の児童手当を受給する人。ただし、特例給付の受給者（児童手当の所得制限額以上の人）は対象になりません。※児童手当の手続きをしていないために、27年6月

分の児童手当の支給が受けられない人も、支給対象になる場合がありますので、5月31日現在で住民登録のある市区町村の窓口にご相談ください ▶支給額 対象児童一人につき3,000円 ▶申請方法 次の①～③のうち、該当するいずれかの方法で申請してください。①27年5月31日現在で児童手当を受給している人…「児童手当・特例給付現況届」が給付金の申請書を兼ねたものとなります。6月に郵送される現況届兼申請書で申請してください。②27年6月分から新たに児童手当の受給資格をもつ人…児童手当の申請時に「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」を元気子ども課、支所などで配布します。③公務員…所属している職場から申請書が配布されます。申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に証明を受けて申請してください。詳しくは職場にお問い合わせください ▶申請期限 給付金申請書を11月30日(月)までに元気子ども課または、支所・連絡所に提出してください。郵送の場合は11月30日(月)必着

※申請方法の①に該当する人が現況届の提出期限である6月30日(火)を過ぎてから提出する場合は、11月30日(月)までに提出がないと給付金を受給できなくなりますのでご注意ください。

(元気子ども課)